

大阪府暴力団排除条例施行規則

平成23年 3 月 4 日
公安委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(暴力団密接関係者)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第 1 号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第 2 条第 5 号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(説明又は資料の提出)

第 4 条 条例第21条第 1 項又は第22条第 1 項の規定による説明若しくは資料の提出の要求は、説明・資料提出要求書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、口頭による説明を求めることができる。
- 3 第1項の規定により説明又は資料の提出の要求を受けた者は、前項の規定による口頭による説明が認められた場合を除き、公安委員会に対し、説明書又は資料を提出するものとする。
- 4 公安委員会は、説明若しくは資料の提出を求められた者が提出期限までに説明書の提出をしない、又は口頭による説明の期日に出頭しないときは、説明若しくは資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(立入検査)

第5条 条例第22条第1項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達成することができない場合において行うものとする。

2 条例第22条第1項の規定による立入検査を実施する警察職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 大阪府警察本部刑事部捜査第四課の警察職員
- (2) 警察署の刑事課（生活安全刑事課を含む。）の警察官

3 条例第22条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記様式第2号）とする。

(勧告等)

第6条 条例第23条第3項及び第5項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 条例第23条第4項の規定による指導は、指導書（別記様式第4号）により行うものとする。

(公表)

第7条 条例第24条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、公表することによって、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない

- (1) 公表しようとする者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）
- (2) 公表の原因となる事実

2 前項の規定による公表は、大阪府公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(中止命令の方法)

第8条 条例第25条の規定による命令（以下「中止命令」という。）は、中止命令書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

(弁明の機会の付与の方式)

第9条 中止命令を行おうとする場合における大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号。以下「手続条例」という。）第28条第1項の規定による通知は、弁明通知書（聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成9年大阪府公安委員会規則第1号。以下「聴聞規則」という。）別記様式第16号）により行うものとする。

(弁明に当たっての証拠書類等の提出等)

第10条 公安委員会は、前条の規定により弁明通知書を受領した者から証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録（聴聞規則別記様式第10号）を作成するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付するものとする。

3 公安委員会は、提出を受けた証拠書類等が必要なくなったときは、速やかにこれを提出した者に返還するものとする。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書（聴聞規則別記様式第11号）と引換えに行うものとする。

（口頭による弁明の日時等の変更）

第11条 口頭による弁明が認められた弁明者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、聴聞期日等変更申出書（聴聞規則別記様式第7号）により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の日時又は場所を変更することができる。

（代理人）

第12条 手続条例第29条において準用する手続条例第16条第3項の規定により選任した代理人の資格の証明は、代理人資格証明書（聴聞規則別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定による代理人がその資格を失ったときの届出は、代理人資格喪失届出書（聴聞規則別記様式第2号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月30日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和3年11月15日公安委員会規則第8号）

この規則は、令和3年11月22日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日 号	
殿	
大阪府公安委員会 印	
説明・資料提出要求書	
大阪府暴力団排除条例第21条第1項又は第22条第1項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を要求します。	
要 求 の 内 容	
要 求 の 理 由	
説 明 又 は 資 料 の 提 出 の 期 限	年 月 日（ ）午前・後 時まで
提 出 先	
備 考	

注 意 事 項

- 1 大阪府暴力団排除条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、正当な理由が無く、説明又は資料の提出の期限までに説明又は資料の提出をしなかったときは、同条例第24条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。
また、同条例第22条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、同条例第28条の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあるほか、資料提出の請求等の目的が達成できないときは、立入検査を実施することがあります。
- 2 説明は、要求の内容に対する説明を記載した説明書の提出により行いますので、当該説明書を作成し、説明又は資料の提出の期限までに提出先に送付してください。また、資料がある場合は、説明書に添付してください。
なお、説明書には、この要求書の番号及び日付並びにあなたの住所及び氏名（法人の場合は名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）を記載してください。
- 3 あなたに代わって代理人に説明書（資料がある場合は、当該資料を含む。）を提出させることができます。
- 4 あなたに代わって代理人に説明書を提出させる場合には、委任状を当該説明書に添付してください。
- 5 説明書に代えて口頭により説明を行うことを希望する場合は、説明又は資料の提出の期限までにその旨を提出先に連絡し、口頭による説明の期日及び場所の指定を受けてください。
- 6 あなたが口頭による説明の期日に出頭する場合は、この要求書を持参してください。また、資料がある場合は、当該資料も持参してください。
- 7 あなたに代わって代理人を口頭による説明の期日に出頭させることができます。
- 8 あなたに代わって代理人が口頭による説明の期日に出頭する場合は、この要求書及び委任状を持参させてください。また、資料がある場合は、当該資料も持参させてください。

（表）

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	階 級	
	氏 名	
<p>上記の者は、大阪府暴力団排除条例第22条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大阪府公安委員会 印</p>		

----- 85.6ミリメートル -----

54.0ミリメートル

（裏）

大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（立入検査等）

第22条 公安委員会は、第18条第2項の規定の実施に必要な限度において、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入らせ、設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

勸 告 書

大阪府暴力団排除条例第23条第 項の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の内容	
勸告をする理由	
備 考	

注： 勸告に従わなかったときは、大阪府暴力団排除条例第24条第1項の規定によりその旨を公表することがあります。

第 号
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

指 導 書

大阪府暴力団排除条例第23条第4項の規定により、次のとおり指導します。

指 導 の 内 容	
指 導 を す る 理 由	
備 考	

注： 指導に従わなかったときは、大阪府暴力団排除条例第23条第5項の規定により勧告することがあります。

(教示事項)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。